

### 『木造住宅耐震診断』

#### 助成事業

建築してから一定の期間を過ぎた木造住宅の「耐震診断」を行うもので、県知事が養成した「みやぎ木造住宅耐震診断士」を派遣し、耐震対策を支援するものです。

#### 対象建築物

次の条件を全て満たすものとします。

#### 建物

在来軸組工法による木造の個人住宅（一部店舗等併用住宅、二世帯住宅は含みますが、構造が丸太組構法およびプレハブ構法の住宅や、用途がアパート、長屋は対象外）

#### 規模

3階建て以下  
建築時期 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

**費用負担** 延べ面積により負担額が異なります。

（例）延べ面積200㎡以下の場合  
合8,000円

**調査日** 診断士と調整し、文書により通知します。

**申込期間** 5月7日(水)～12月19日(金)まで

**予定募集戸数** 100戸

【申・圃】 建築指導課（内線541・542・543）

### 『木造住宅耐震改修工事』

#### 助成事業

石巻市木造住宅耐震改修計画等助成事業に基づき、耐震改修工事などを希望する方に補助金を交付し、耐震対策を支援します。

#### 対象建築物

先に実施した改修計画等助成事業による耐震精密診断および木造住宅耐震診断助成事業の総合評価が1・0未満の住宅で、耐震工事施工後の総合評価が1・0以上となる住宅または建て替え工事を実施する住宅。

※申し込みの際は、対象建築物であることが確認できる書類（耐震診断結果報告書、耐震改修計画書、難弱者住宅※1に該当する場合は、その内容がわかる書類）および印かんをご持参ください。

※1 65歳以上の方のみが居住する住宅、身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方が居住する住宅、要介護認定を受けた方が居住する住宅など。

#### 補助金の額

耐震化工事に要する費用の9分の4以内（限度額40万円）  
避難弱者住宅の耐震化工事に要する費用の6分の1以内（限度額15万円）

**申込期間** 5月7日(水)～

（平成21年2月までに工事が完了するもの）  
**予定募集戸数** 50戸

【申・圃】 建築指導課（内線541・542・543）

## 危険ブロック塀等除却事業

地震発生時のブロック塀などの倒壊による事故を未然に防止するため、危険度の高いブロック塀などを除却して安全を確保する場合に、除却費用の一定額を助成します。

また、除却跡地にブロック塀やコンクリート造など以外の軽量の塀などを設置する場合にも、設置費の一部を助成します。

#### 除却補助対象

次の条件全てに該当するコンクリートブロック造、石造、れんが造およびその他の塀並びに門柱の除却費用です。

・道路に面しているブロック塀など道路の高さから1m（擁壁上の場合は0・6m）以上のもの。

・当市が行ったブロック塀等実態調査においてA判定以外のもの。

・除却して再びブロック塀などを築造する場合は、建築基準法施行令に定める構造基準に適合すること。

#### 補助金額

1㎡当たり40,000円を乗じて算定した額（限度額15万円）

#### フェンス等設置補助対象

除却跡地にコンクリートブ

ロック造およびコンクリート造など以外の軽量の塀などを設置する場合、次の条件のいずれかに該当するもの。

・生け垣を設置する場合は1m以上の苗木を用いて50cm以下の間隔で植栽し、支柱などにより適切に固定できるもの。

・フェンスや板塀などを設置する場合は、塀のみの高さが60cm以上のものとし、基礎を設置するなどして適切に固定できるもの。

#### 補助金額

補助率 設置費用の1/3以内  
限度額 除却延長に4,000円を乗じた額または100,000円（最大25m）

のいずれか低い額

**申込期間** 5月7日(水)～12月19日(金)  
平成21年2月までに工事が完了するもの。

【圃】 建築指導課（内線541・542・543）



## 「バケツ一杯でもお届けに上がります」

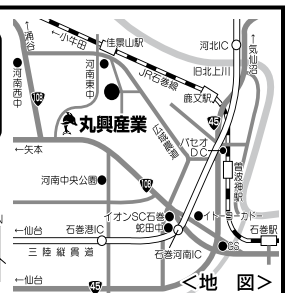
砂利各種・再生砕石(RC40Mix 宮城グリーン製品認定品)・ダスト・川砂・山砂(畑用土)・庭石・化粧砂利各種・他お気軽にお問い合わせ下さい



●産廃格安受入!! ●解体工事承ります 見積無料  
●家を建てるなら県内一の固い土で!!  
(地盤を支える係数[地盤支持力 CBR86.6～95.0%]は県内一です!!)

**丸興産業(株)**

石巻市鹿又字欠山5-1  
874-2201  
http://www.evergreen33.jp



※JR石巻駅より車で12分  
※JR佳景山駅より車で1分

# 命を守る「住宅用火災警報器」

6月1日から全ての住宅が義務設置に!!

これまでは...

○平成16年6月に消防法が改正され、火災による逃げ遅れを防ぐことを目的として、一般の住宅や共同住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

○平成18年6月から義務設置スタート。ただし、既存の住宅については猶予期間が設けられ、平成20年5月までの設置とされました。

## 今年6月から全ての住宅が義務設置

○既存住宅の猶予期間が切れ、法律により全ての住宅が義務設置となります。なお、現段階では罰則はありませんが、火災から尊い命や財産を守るためにも早期の設置をお願いします。

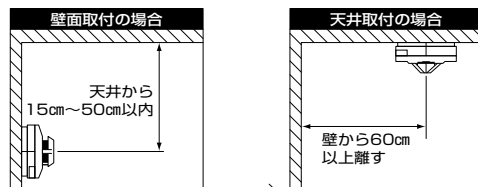
### 「必要個数」のおさらい

○住宅用火災警報器を取り付けなければならない場所は、原則として、寝室、寝室がある階の階段および台所です。

○就寝するために使用する部屋は全て該当します。

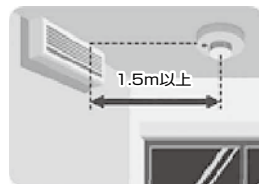
### 「取付場所」のおさらい

○警報器の取り付け位置としては、火災による煙を感知しやすく、反面、誤作動を起こしにくい位置に設置します。例えば天井に設置する場合、壁から60cm以上離します。壁に設置する場合は、天井から15cm離して取り付けます。



### 【設置例】

○ 寝室 (子ども部屋)	○ 収納部屋	○ 寝室 (夫婦の部屋)	○ 階段
○ 寝室 (おじいさん)	○ 茶の間 仏間	○ 台所	



エアコンなどから  
1.5m以上離す

### 「住宅用火災警報器」の優れた効果は証明済み

○毎年、全国で約6万件の火災が発生し、主に住宅の火災で千人以上の人が亡くなっています。死者の発生状況を見ると、火災に気づかないために「逃げ遅れて」亡くなる方が最も多く、夜の10時から翌朝6時までの睡眠時間帯で発生した火災による死者が多くを占めています。

○火災が発生したとき、目で煙や炎を見たり、鼻で焦げ臭いにおいを感じたり、耳でパチパチと言う音を聞いたり、と、五感によって気付くことがほとんどだと思います。しかし、それだけでは、就寝中や仕切られた部屋で物事に集中している時などは、火災に気づくことが遅れてしまいます。そこで、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、警報ブザーや音声によって知らせる装置が、住宅用火災警報器です。

アメリカでは、住宅用火災警報器を義務化した1970年代後半には火災によって約6千人の死者が発生していましたが、30年余り経過した2002年には住宅用火災警報器の普及率が90%を超え、死者数が3千人弱と、ほぼ半減しています。イギリスにおいても同様の傾向が見られ、住宅用火災警報器の効果は証明されています。

このことから、我が国においても逃げ遅れを防ぐことを目的として、平成16年の消防法の改正により、一般の住宅や共同住宅について住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

◆警報器は、「NSマーク」の表示、機能、電池の寿命などを確認し、販売店の方とも良く相談して選びましょう。

◆悪質な訪問販売の被害に遭わないように注意しましょう。

☎ 最寄りの消防署・分署・出張所、  
石巻地区消防本部予防課 ☎95-7167

## 大規模小売店舗立地法に基づく届出の縦覧

みやぎ生活協同組合蛇田店（石巻市蛇田中央土地区画整理事業地内6街区2画地外）の施設などの変更に係る届出の内容を縦覧できます。

### 縦覧期間

8月11日(月)まで（土日祝祭日を除く）

### 縦覧場所

県東部地方振興事務所県民サービスセンター（石巻合同庁舎3階）および市産業部商工課（第2分庁舎内）。

また、当該届出の内容は、県経済商工観光部商工経営支援課商業振興班のホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/syokeisisin/index.htm> でご覧いただけます。

### 主な変更内容

- ①大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ②大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ③変更する年月日
- ④変更する理由

☎ 県経済商工観光部商工経営支援課商業振興班  
☎022-211-2746

**コインランドリー & クリーニング**

**ツンツア**

至泉松島 R46 至飯野川  
北北上運河  
中浦橋  
カメラのキタムラ様  
サンクス様  
コインランドリー  
ツンツア  
ブルドッグ様  
大街道  
カガク  
興商様  
石巻信用  
金庫様

●コインランドリー/AM6:00~AM0:00  
●クリーニング/AM9:00~PM6:00

石巻店 〒986-0859 石巻市大街道西三丁目3-48  
TEL0225-93-0890

老けない人は歯がちがう  
歯の健康は全身の健康の入口です  
ムシバと歯周病の予防健診

電話で予約後に来院下さい

医療法人社団  
**桑島歯科クリニック**

石巻市向陽町2-3-3 ☎23-2688  
<http://www.ic-net.or.jp/home/kuwasima/>